

# 介護サービス事業者経営情報データベースシステム に係る集計分析の都道府県向けガイドライン(案)

---

2026年3月

---

## 目次

---

1. はじめに .....	1
1.1 経営情報の分析を通じた都道府県の役割.....	1
1.2 本ガイドラインの狙い .....	2
1.3 本ガイドラインの範囲.....	2
2. 介護経営 DB の全体像.....	3
2.1 経営情報の報告が始まった背景.....	3
2.2 介護経営 DB の介護保険法上の立て付け.....	4
2.3 介護経営 DB の概要 .....	6
2.4 損益計算書(=収集する経営情報)からわかること.....	7
3. 介護経営 DB に蓄積されるデータの性質.....	9
3.1 蓄積される経営情報の概要.....	9
3.2 介護サービス事業者による経営情報の報告の詳細.....	10
4. おわりに .....	14
5. 参考資料 .....	15
5.1 経営情報データ詳細版符号表.....	15
5.2 システム内で実施されるデータ加工処理のフロー及び内容 .....	15

# 1. はじめに

---

## 1.1 経営情報の分析を通じた都道府県の役割

近年、介護サービス事業所を取り巻く経営環境は大きく変化しています。新興感染症の流行や介護人材の慢性的な不足、物価及び人件費の高騰など、事業所の経営は一層困難さを増しています。こうした状況は、地域における介護サービス提供体制の維持に直接影響を及ぼし、「必要なサービスが必要な場所で継続的に提供される」仕組みを確保することが、今後ますます重要な課題となっています。

この課題については、「2040年を見据えた介護保険制度の在り方に関する検討会」や「社会保障審議会介護保険部会」においても議論されており、適切なサービス提供体制の構築やそのために必要となる介護サービス事業所の経営支援等について、都道府県には主導的な役割を担うことが求められています。単なる事業所運営の指導にとどまらず、介護サービスの適切な供給を維持するための取組も求められているということです<sup>1</sup>。

### 社会保障審議会介護保険部会 介護保険制度の見直しに関する意見(令和7年12月25日)

- 市町村においては、介護保険の保険者として、また、住民に最も身近な基礎自治体であり地域包括ケアシステムの構築を主導する存在として、2040年に向けて中長期の視点に立ち、地域の実情を踏まえた介護サービスの維持・確保など、介護保険制度を適切に運営するとともに、地域課題の解決に向けたネットワーク構築など、地域づくりに資する様々な取組を主体的に推進する役割を果たしていくべきである。あわせて、医療・介護連携や介護人材確保、職場環境改善に向けた生産性向上など、市町村を越えた広域的な連携・議論に取り組むことが必要である。
- 都道府県においては、上記の市町村の取組の支援を行うとともに、広域的な観点から2040年に向けたサービス提供体制の構築を進めながら介護保険事業の運営に係る施策を進めるべきである。あわせて、介護人材確保、職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援に向けて、地域の関係者と協働しながら都道府県がイニシアティブを持つ形で主導的な役割を果たしていくことが必要である。

こうした取組の支援を目的の一つとして整備されたのが「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」(以降、「介護経営DB」という)です。都道府県には、管内のサービス提供体制を維持するために必要な施策の検討を、この介護経営DBを活用して根拠に基づく形で実施することが期待されています。本ガイドラインは、そのための基本的な考え方を示すものです。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省 社会保障審議会介護保険部会意見(令和7年12月25日)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_68030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68030.html)

## 1.2 本ガイドラインの狙い

本ガイドラインは、都道府県における介護経営 DB の担当職員や、介護保険事業(支援)計画の策定担当者を主な読者として想定しています。

本ガイドラインの目的は以下のとおりです。ただし初版では、下記のうち(1)に対応する内容のみを掲載しています。(2)、(3)に対応する集計分析及び政策利活用に関する内容は、今後行われる予定となっている国による集計分析結果の公表内容を踏まえ、令和8年度以降に追記を行う予定です。

- (1) 介護経営 DB に蓄積された介護サービス事業者の経営情報(以降、「経営情報」という)の性質や利活用の方向性を理解すること
- (2) データ分析に不慣れな都道府県担当者でも、経営情報を活用した政策検討ができるようになること
- (3) 分析や解釈の標準的なあり方を示すことで、各都道府県によって実施される集計分析結果間の整合性を確保すること

なお、具体的な分析手法や活用方法は都道府県の裁量に委ねられており、本ガイドラインは公的な拘束力を持つものではありません。都道府県は本ガイドラインの記載内容に必ずしも従う必要はありませんが、集計分析を行う際には事前の一読し、蓄積されているデータの性質及び制約を適切に理解することが重要です。

## 1.3 本ガイドラインのスコープ

本ガイドラインの対象は、介護経営 DB に蓄積された経営情報の性質の説明と、その利活用例(特に事業所への経営支援に関するもの)の紹介です。一方で、介護経営 DB そのものの操作方法や制度の具体的な運用については対象外とします。操作方法や動作環境等については本システムのヘルプ画面を、制度の具体的な運用については実施上の留意事項に関する通知を、それぞれご覧ください。

### ■介護経営 DB 都道府県向け画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/kakunin/login>

### ■令和6年8月2日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長等通知

「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001412420.pdf>

## 2. 介護経営 DB の全体像

---

### 2.1 経営情報の報告が始まった背景

令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」<sup>2</sup>では、社会保障改革に向けた新たな仕組みづくりの観点から、「介護サービス事業者の事業報告書等を分析できる体制」を構築することが明記されました。また、令和3年11月9日から令和4年12月2日にかけて開催された公的価格評価検討委員会(内閣官房)<sup>3</sup>では、これまで介護分野で実施されてきた処遇改善の取組が現場へ広く行き渡っているかを確認する観点から、「介護サービス事業者の費用の使途の見える化を通じた透明性の向上」の必要性が指摘されています。

#### 経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和3年6月18日)

- 医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を構築する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。

#### 公的価格評価検討委員会 中間整理(令和3年12月21日)

- 従来は、前述のとおり、主に財政措置等を財源として処遇改善を進めてきた。今後は、更なる財政措置を講じる前に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。

上記を踏まえ、令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会にて取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」<sup>4</sup>では、以下の5つの観点からその重要性が確認されたうえで、介護サービス事業者における経営状況の報告及び分析制度の必要性が明記されました。

1. 介護サービス事業者の経営状況をもとに、国民に対して介護が置かれている現状・実態の理解の促進
2. 介護サービス事業者の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な介護サービ

---

<sup>2</sup> 内閣府 経済財政運営と改革の基本方針

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2021/decision0618.html>

<sup>3</sup> 内閣官房 公的価格評価検討委員会(第3回) 公的価格評価検討委員会中間整理

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kouteki\\_kakaku\\_hyouka/dai3/gijisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kouteki_kakaku_hyouka/dai3/gijisidai.html)

<sup>4</sup> 厚生労働省 社会保障審議会介護保険部会意見(令和4年12月20日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29930.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29930.html)

ス提供体制の構築のための政策の検討

3. 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討
4. 実態を踏まえた介護従事者等の処遇の適正化に向けた検討
5. 介護報酬に関する基礎資料である介護事業実態調査の補完

社会保障審議会介護保険部会 介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月20日)

- 医療法人の経営情報に係る検討状況も踏まえ、介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析し、介護保険制度に係る施策の検討等に活用できるよう、介護サービス事業者が財務諸表等の経営に係る情報を定期的に都道府県知事に届け出ることとし、社会福祉法人と同様に、厚生労働大臣が当該情報に係るデータベースを整備するとともに、介護サービス事業者から届け出られた個別の事業所の情報を公表するのではなく、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することが適当である。その際、介護サービス事業者の事務負担等に十分に配慮する必要がある。

## 2.2 介護経営 DB の介護保険法上の立て付け

2.1 節に記載した議論を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)の施行を通じて、令和6年4月より介護サービス事業者における経営情報の報告及び分析に関する制度が創設されました。

この制度において介護サービス事業者は、都道府県に対して自身の経営情報を報告しなければなりません(第2項)。都道府県は地域において必要とされる介護サービスの確保のため、報告を受けた経営情報の調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとなっています(第1項)。国は上述した経営情報の収集・整理・分析結果の国民への提供のために必要な施策を講じることとされており、このために整備されたものが介護経営 DB(介護サービス事業者経営情報データベースシステム)です。

図表 2-1 介護保険法(第百十五条の四十四の二)における主体別の規定事項

主体	項	規定事項
介護サービス事業者	2	・ 介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
都道府県知事	1,5,6,7,8,9	・ 地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の経営情報について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

主体	項	規定事項
都道府県知事 (つづき)	1,5,6,7,8,9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。</li> <li>・ 介護サービス事業者が規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずることができる。</li> <li>・ 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときに対する処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。</li> <li>・ 開設者が規定による命令に従わないときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</li> <li>・ 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が規定による命令に従わない場合において、当該事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。</li> </ul>
厚生労働大臣	3,4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施する。</li> <li>・ 施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設に係る活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。</li> </ul>

※介護保険法(平成9年法律第123号)第百十五条の四十四の二

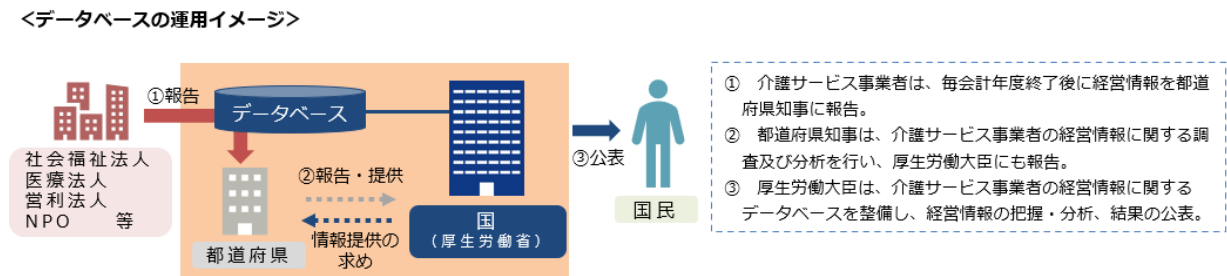
## 2.3 介護経営 DB の概要

本節では、介護経営 DB を介した経営情報の報告制度について、概要を説明します。

### (1) 報告を求める経営情報の概要

下記図表 2-2 のとおり、原則すべての介護サービス事業者は、介護経営 DB を介して経営情報を都道府県に報告する必要があります。都道府県は受け付けた経営情報を厚生労働省に提供する必要がありますが、この情報提供も介護経営 DB を介して行われるため、改めて報告作業を行う必要はありません。その後、厚生労働省は提供を受けた経営情報の分析・公表を行います。同様に都道府県も、経営情報の分析・公表に努めることとされています。

図表 2-2 介護経営 DB 運用イメージ<sup>5</sup>



出所)厚生労働省 介護サービス事業者経営情報データベースシステム(3)制度の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

<sup>5</sup> 厚生労働省 介護サービス事業者経営情報データベースシステム  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

## 2.4 損益計算書(=収集する経営情報)からわかること

介護サービス事業者は、事業活動に伴う財務状況や経営実績等を年度ごとにまとめた決算報告書を作成しています。このうち重要なものとして「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」があり、概要は図表 2-3 のとおりです。本制度が報告を求める経営情報は、上記のうち「損益計算書」が該当します。

図表 2-3 財務三表の概要

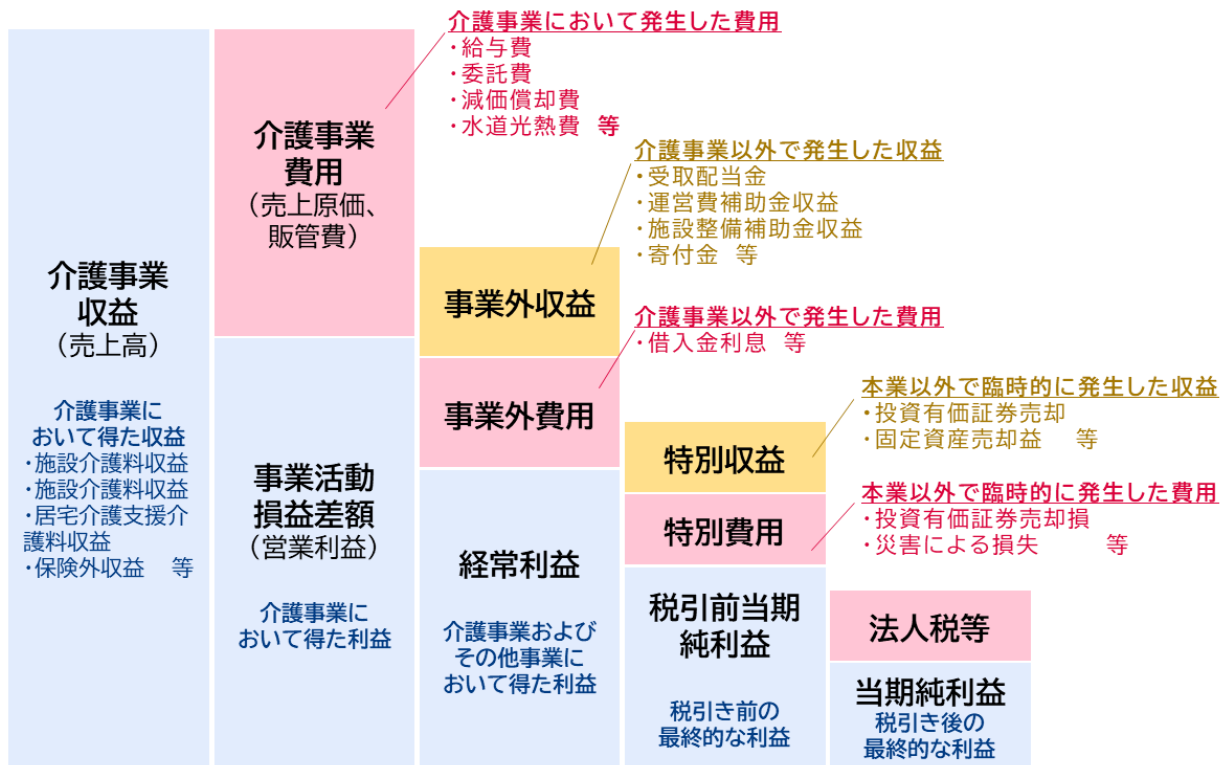
書類名	概要
損益計算書(P/L)	事業活動期間を通じて発生した収益と費用をまとめ、そこから事業の収益性等を把握する書類。
キャッシュフロー計算書(C/F)	事業活動期間を通じて生じた現金の受け取り(収入)と支払い(支出)をまとめ、そこから事業の資金繰り状況等を把握する書類。
貸借対照表(B/S)	ある時点における資産や負債の残高をまとめ、そこから事業の財務体質を把握する書類。

損益計算書とは、当該年度における事業の収益及び費用額をまとめた書類です。作成方法及びその様式・様式名称は法人種や採用する会計基準等によって異なるものの、大枠の構成は類似した作りとなっています(図表 2-4)。

本ガイドラインでは、企業(事業所)の経営状況を解釈する上で主要な項目である営業利益(事業活動損益差額)および経常利益を対象に分析例を概説します。まず、営業利益(事業活動損益差額)は、図表 2-4 のとおり、介護事業において得た収益から介護事業において発生した費用を引くことにより計算されます。例えば、営業利益がマイナスであれば、介護事業において収益よりも費用が多く発生していることを示し、経営状況が悪化している可能性が示唆されます。また、経常利益は、営業利益に、介護事業以外の収益と費用の差額を足すことで計算されます。例えば、営業利益がマイナスであるが経常利益がプラスである場合は、介護事業で発生した損失を介護事業以外の事業で補っていることを示します。このように、営業利益と経常利益に着目して損益計算書を解釈することで、企業(事業所)の損益の構成を把握することができます。

より詳細に企業の経営状況を把握するためには、キャッシュフロー計算書や貸借対照表等も参照する必要がありますが、損益計算書単独でも企業の経営状況を概観することができます。

図表 2-4 損益計算書の構成概要



( )は企業会計における項目

### 3. 介護経営 DB に蓄積されるデータの性質

介護経営DBを利用して介護サービス事業所の経営状況を把握するためには、報告されたデータの性質や、データベース上で加えられる加工処理の概要を理解する必要があります。そこで本章では、実際に閲覧できるデータの概要から、データを解釈する上で前提となる制約や加工処理について紹介します。

#### 3.1 蓄積される経営情報の概要

介護サービス事業者により報告された経営情報は、次節にて詳述する加工処理を経て集計用のデータとして蓄積されます。各都道府県は管内に所在する介護サービス事業所のデータを csv ファイルの形でダウンロードすることができます。実際に取得・閲覧できる経営情報の概要は図表 3-1 のとおりです。各項目は報告が必須のものとして任意のものに分かれており、後者は実際に報告を行った事業所のみデータが格納されています。

なお、実際の csv ファイルにおいて各列は表中の各項目に、各行は介護サービス事業所<sup>6</sup>に対応しています。介護保険事業所番号とサービスコードを組み合わせることによって、個別の介護サービス事業所を特定することができます<sup>7</sup>。

図表 3-1 経営情報データの概要

大分類	中分類	項目
1. 基本属性	識別情報	介護保険事業所番号、サービスコード、法人番号、都道府県コード、地域区分コード
	会計情報	会計年度、税込／税抜会計形式区分、事業損益に含まれる内容
	事業所情報	経営主体、定員、実利用者数、延べ利用者数、ユニット区分
2. 損益情報	収益	介護事業収益、事業外収益、特別収益
	費用	介護事業費用、給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費、その他の費用、特別費用、法人税・住民税及び事業税負担額
	その他	事業活動損益差額、事業活動損益差額比率、経常損益差額、経常損益差額比率
3. 1人当たり 給与	職員数	職種別の常勤換算職員数
	給与	職種別の1人当たり給与

※詳細は別添の「経営情報データ詳細版符号表.xlsx」を参照のこと。

<sup>6</sup> 介護経営DBでは複数の介護サービス事業所をまとめた法人・拠点単位による経営情報の報告を許容していますが、後述する按分処理を施すことにより、これらのデータを事業所単位へと分解しています。

<sup>7</sup> 例えば一つの拠点で同じ事業所番号を持つ三つのサービスが運営されている場合、仮にそれらをひとまとめにした経営情報の報告が行われたとしても、csv ファイル上には3行分のデータが格納されます。

## 3.2 介護サービス事業者による経営情報の報告の詳細

上述した csv ファイルから介護サービス事業所の経営状況を適切に把握するには、前提として経営情報の報告を行う対象や報告期間、さらには介護経営DB内で行われるデータ加工処理の概要を踏まえる必要があります。以下ではそれぞれのポイントを紹介します。下記(1)～(2)について詳細を知りたい場合には、令和6年8月2日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長等通知(以下、単に「通知」という)<sup>8</sup>をご覧ください。

### (1) 報告対象となる介護サービス事業所

介護経営DBでは、主要な介護保険サービスを提供するすべての事業者を報告対象としています。医療系サービスの一部(医療機関、介護老人保健施設、介護医療院による「みなし指定」の居宅サービス及び介護予防サービスであって、「みなし指定」を受けた日から起算して1年を経過しない場合)や、以下の二点に当てはまる事業所については報告対象外としています。

- ・ 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
  - ・ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの。
- また、診療所の運営する短期入所療養介護や(地域密着型)特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、居宅療養管理指導、介護予防支援、総合事業も報告対象外です<sup>9</sup>。

### (2) 報告期間

報告対象の介護サービス事業者は、毎会計年度終了後3カ月以内に経営情報を報告することとなっています。ただし介護サービス事業者が採用している会計年度の具体の開始日/終了日は経営主体等に応じて様々であるため、経営情報の報告は一年を通じて徐々に進んでいきます。

令和n年度分の報告を例とした、会計期間と届出期間の対応は以下のとおりです。令和n年4月から翌年3月を会計期間とする事業者の場合であれば、経営情報の報告期間は会計期間終了後の令和n+1年4月から6月の3か月間となります。

---

<sup>8</sup> 令和6年8月2日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長等通知「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」

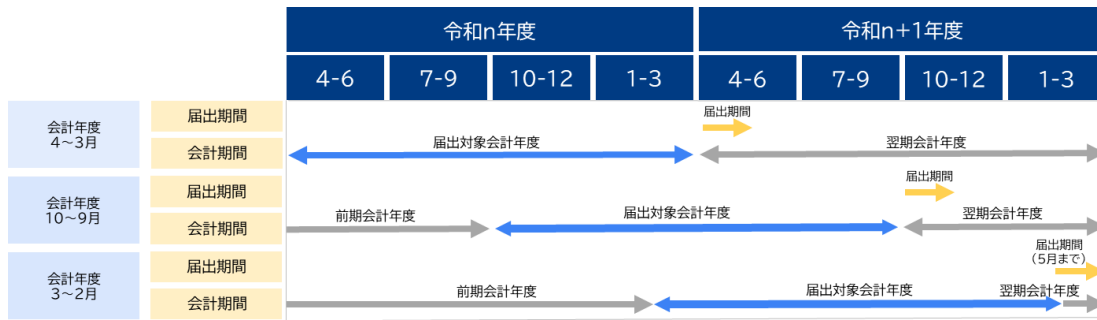
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001412420.pdf>

<sup>9</sup> 詳細は「通知」及び Q&A をご参照ください。

令和6年12月27日作成『介護サービス事業者経営情報の報告等に関する Q&A』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

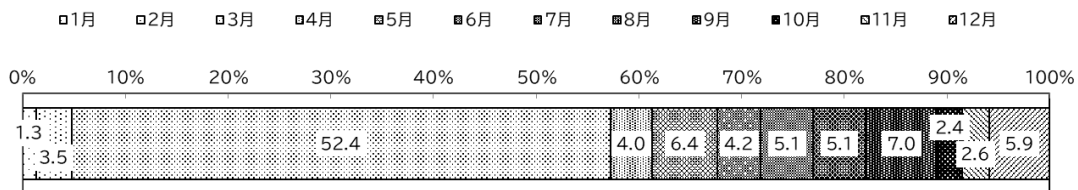
図表 3-2 会計年度と報告期間の対応関係



出所)三菱総合研究所「介護サービス事業者の経営情報の分析等に係る調査研究 報告書」令和 7(2025)年 3 月を元を作成  
[https://pubpjt.mri.co.jp/pjt\\_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6\\_109\\_2\\_report.pdf](https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6_109_2_report.pdf)

なお、図表 3-3 に示す過去の調査結果から、介護サービス事業者における決算月は3月が最も多く、従って介護経営DBへの報告も4月から6月に集中することが予想されます。

図表 3-3 介護サービス事業者の決算月(回答数:454 件)



出所)三菱総合研究所「介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究 報告書」令和5(2023)年 3 月より  
[https://pubpjt.mri.co.jp/pjt\\_related/roujinhoken/t3loi400000008a0-att/R4\\_133\\_2\\_report.pdf](https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/t3loi400000008a0-att/R4_133_2_report.pdf)

また、システム改修等の状況に応じて各年度における実際の報告期間は変動する可能性があります。最新情報は下記 HP をご参照ください。

■介護経営 DB 厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

### (3) 報告を行う経営情報の単位

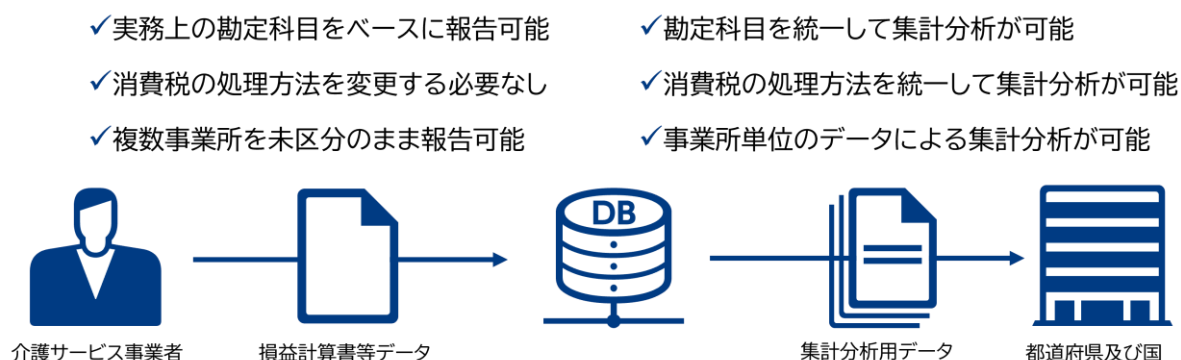
介護サービス事業者は、原則として介護サービス事業所単位で経営情報の報告を行うこととなっています。ただしやむを得ない場合に限り、同一法人内の複数事業所の損益をひとまとめにした経営情報の報告が許容されています。このような拠点/法人単位の経営情報は、後述する按分処理を施すことにより、システム内で介護サービス事業所単位のデータへと分割されます。

#### (4) システム内で実施されるデータ加工処理の概要

介護経営 DB は介護報酬改定や地域のサービス提供体制の維持のための検討に資するデータを蓄積することを主要な目的としており、そのためには介護サービス事業者から詳細かつ統一的なフォーマットにより経営情報を収集する必要があります。他方で、分析の都合のみを考えて報告を求める経営情報の単位や勘定科目といったルールを一律に決めてしまうと、介護サービス事業者に対して大きな事務負担を強いることとなります。実際に介護サービス事業者は経営主体等(社会福祉法人、医療法人、営利法人等)に応じて異なる会計基準に従って損益計算書の作成を行っており、勘定科目等も名称や定義がそれぞれ異なります。

そこで、介護サービス事業者の報告負担をできるかぎりおさえつつ、経営情報の統一的な分析を可能とする目的のもと、介護経営 DB では報告を受けたデータをシステム内で加工しています。加工処理の大まかなイメージは図表 3-4 のとおりです。

図表 3-4 データ加工処理と集計分析



出所)三菱総合研究所「介護サービス事業者の経営情報の分析等に係る調査研究 報告書」令和 7(2025)年 3 月を元に作成  
[https://pubpjt.mri.co.jp/pjt\\_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6\\_109\\_2\\_report.pdf](https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6_109_2_report.pdf)

介護サービス事業所による経営情報の報告から、システム側での加工処理及び 3.1 で述べた閲覧用 csv ファイルに至る全体の流れは次のとおりです。詳細を知りたい場合には本ガイドライン末尾の「5.2 システム内で実施されるデータ加工処理のフロー及び内容」もご参照ください。

報告を受けた経営情報に対するデータ加工処理は、異なる会計処理の下で報告されたデータ全体の「標準化処理」と、拠点・法人単位で提出されたデータを事業所単位に切り分けるための「按分処理」の二段階に大別されます。

まず標準化処理として、(1)勘定科目の読替と(2)税込／税抜会計方式の統一化処理が行われます。(1)では、様々な会計基準に従った勘定科目がバラバラの経営情報を、システム内部で統一的な勘定科目に読み替える処理が行われます。(2)では、消費税の税抜会計方式にて報告された経営情報を税込会計方式へとシステム内で粗く変換処理することで、データの構造を統一化させています。

続いて按分処理として、複数の介護サービス事業所をひとまとめにして報告された経営情報を、事業所単位のデータへと分割する処理が行われます。データの分割は、介護サービス事業所ごとの利用者数や費用額の比率を用いて計算がなされます。



## 4. おわりに

---

令和 7 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議<sup>10</sup>では、第10期介護保険事業支援計画の基本指針に関する考え方が示され、計画内における介護人材確保、職場環境改善、生産性向上及び経営改善支援に関する取組の位置づけが明確化されました。今後、都道府県において介護サービスの供給状況を把握・評価するに当たっては、単純な供給量のみならず、経営リスクに起因するサービス提供の安定性についても、適切に把握していくことが重要になると考えられます。本ガイドラインを参考としつつ、介護経営 DB に蓄積された経営情報を活用し、地域の実情を踏まえた状況把握や施策検討を進めていただくことを期待します。

なお、令和8年度には国による経営情報の集計分析結果が示される見込みとなっています。したがって本ガイドラインにおいても、上記結果を踏まえて都道府県による経営情報の具体的な集計分析や利活用のあり方に関する見直し・更新を行っていく必要があります。

---

<sup>10</sup>令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71404.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71404.html)

## 5. 参考資料

### 5.1 経営情報データ詳細版符号表

※別添の「経営情報データ詳細版符号表.xlsx」を参照のこと。

### 5.2 システム内で実施されるデータ加工処理のフロー及び内容

#### (1) 勘定科目の読替

介護経営DBでは、毎回の報告に係る事務負担を軽減することを目的として、主要な会計基準に基づく場合に限り、介護サービス事業者が会計実務で用いている勘定科目を用いた経営情報の報告ができるようになっています。このとき、介護サービス事業者が採用している会計基準は主に経営主体に応じて異なっているため、経営主体を横断して経営情報を分析するにはそれぞれの勘定科目を読み替え、標準化する必要があります。

図表 5-1 介護サービス事業者が採用している会計基準(法人種別)

	件数	社会福祉法人会計基準	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	医療法人会計基準	介護老人保健施設会計・経理準則	病院会計準則	介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業の会計経理準則	企業会計	公会計	NPO法人会計基準	公益法人会計基準	その他
全体	633	115 18.2%	7 1.1%	30 4.7%	6 0.9%	8 1.3%	2 0.3%	11 1.7%	385 60.8%	21 3.3%	21 3.3%	15 2.4%	25 3.9%
社会福祉法人(社協以外)	67	67 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
社会福祉協議会	43	42 97.7%	2 4.7%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
医療法人	42	1 2.4%	0 0.0%	29 69.0%	2 4.8%	7 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%
営利法人	425	5 1.2%	4 0.9%	0 0.0%	3 0.7%	0 0.0%	2 0.5%	11 2.6%	361 84.9%	20 4.7%	0 0.0%	9 2.1%	18 4.2%
その他	56	0 0.0%	1 1.8%	1 1.8%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	20 35.7%	1 1.8%	21 37.5%	6 10.7%	6 10.7%

出所)三菱総合研究所「介護サービス事業者の経営情報の分析等に係る調査研究 報告書」

#### 3.3 介護サービス事業者アンケート調査より抜粋

[https://pubpjt.mri.co.jp/pjt\\_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6\\_109\\_2\\_report.pdf](https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/ic0bo20000000kim-att/R6_109_2_report.pdf)

経営情報の報告時に選択可能な会計基準は以下のとおりです。これら以外の会計基準を採用している介護サービス事業者は、「その他会計」として本システムにおいて別途定義された勘定科目(図表 5-3 の左側、水色部分の勘定科目)に従って経営情報を報告する必要があります。

- 社会福祉法人会計基準
- 病院会計準則および医療法人会計基準
- 介護老人保健施設会計・経理準則および介護医療院会計・経理準則
- 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則

図表 5-2 では、介護経営 DB において報告が可能となっている会計基準(準則)とその読替方法について、給与費を例に整理しています。各会計基準の勘定科目は、システム内で標準化され、共通の科目へと読み替えられます。

図表 5-2 システム内での読替処理のイメージ(例:介護事業費用 給与費)

会計基準	例:給与費	
社会福祉法人会計基準	サービス活動増減による費用 人件費 (派遣職員費を除く)	読替処理 ➡
病院会計準則及び医療法人会計基準	医業費用 給与費	
介護老人保健施設会計・経理準則	施設運営事業費用 給与費 施設運営事業費用 役員報酬	
介護医療院会計・経理準則	施設運営事業費用 給与費 施設運営事業費用 役員報酬	
指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護事業の会計経理準則	事業費用 給与費 事業費用 役員報酬	
		本制度にて報告を求める勘定科目 介護事業費用 給与費

出所)令和6年8月2日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長等通知「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」をもとに三菱総合研究所作成。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283884.pdf>

会計基準間の勘定科目ごとの読替対応については、以下の図表 5-3 をご覧ください。表の左側に読替後の統一的な勘定科目が、表の右側四列に読替の対象となる会計基準が、それぞれ整理されています。

図表 5-3 会計基準間の勘定科目の対応関係<sup>11</sup>

集計・分析の単位となる勘定科目 業 経営情報の報告にあり別途定める勘定科目	社会福祉法人会計基準	病院会計準則及び医療法人会計基準	介護老人保健施設会計・経理準則 及び介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則
介護事業収益	サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益（除く補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般））	医業収益	施設運営事業収益	事業収益
うち施設介護料収益※	サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、施設介護料収益	-	・施設運営事業収益における、介護保健施設介護料収益 ・施設運営事業収益における、介護医療院介護料収益	-
うち居宅介護料収益※	サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、以下の合計額	-	施設運営事業収益における、居宅介護料収益	-
うち居宅介護支援介護料収益※	サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、居宅介護支援介護料収益	-	施設運営事業収益における、居宅介護支援介護料収益	-
うち保険外収益※	サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、利用者等利用料収益	-	施設運営事業収益における、利用者等利用料収益	-
給与費	サービス活動増減による費用における、人件費（派遣職員費を除く）	医業費用における、給与費	施設運営事業費用における、以下の合計額 ・給与費	事業費用における、以下の合計額 ・給与費 ・役員報酬
うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額 ・職員給料 ・職員賞与 ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与	医業費用における、給与費のうち、以下の合計額 ・給料 ・賞与 ・賞与引当金繰入額	施設運営事業費用における、給与費のうち以下の合計額 ・常勤職員給与 ・非常勤職員給与	事業費用における、給与費のうち、以下の合計額 ・常勤職員給与 ・非常勤職員給与
うち役員報酬※	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額	-	施設運営事業費用における、役員報酬	事業費用における、役員報酬
うち退職給与引当金繰入※	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、退職給付費用	医業費用における、給与費のうち、退職給付費用	施設運営事業費用における、給与費のうち、退職給与引当金繰入	事業費用における、給与費のうち、退職給与引当金繰入
うち法定福利費※	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、法定福利費	医業費用における、給与費のうち、法定福利費	施設運営事業費用における、給与費のうち、法定福利費	事業費用における、給与費のうち、法定福利費
業務委託費	サービス活動増減による費用における、以下の合計額 ・事務費のうち、業務委託費 ・人件費のうち、派遣職員費	医業費用における、委託費	施設運営事業費用における、委託費	事業費用における、委託費
うち給食委託費※	-	医業費用における、委託費のうち、給食委託費	-	-
減価償却費	サービス活動増減による費用における、減価償却費	医業費用における、設備関係費のうち、減価償却費	施設運営事業費用における、減価償却費	事業費用における、減価償却費
水道光熱費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費 サービス活動増減による費用における、事務費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費	医業費用における、経費のうち、水道光熱費	施設運営事業費用における、経費のうち、光熱水費	事業費用における、経費のうち、光熱水費
その他費用	サービス活動増減による費用における、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したものと、国庫補助金等特別積立金取崩額を除くもの	医業費用のうち、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの	施設運営事業費用における、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの	事業費用における、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費※	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額	医業費用における、材料費	施設運営事業費用における、材料費	事業費用のうち、材料費
うち給食材料費※	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、給食費	医業費用における、材料費のうち、給食用材料費	施設運営事業費用における、材料費のうち、給食用材料費	-
うち研修費※	サービス活動増減による費用における、事務費のうち、研修研究費	医業費用における、研修研究費のうち、研修費	施設運営事業費用における、研修費	事業費用における、研修費
うち本部費※	-	医業費用における、経費のうち、本部費 配賦額	施設運営事業費用における、本部費	事業費用における、本部費
うち車両費※	サービス活動増減による費用のうち、事業費のうち、車両費	-	施設運営事業費用における、経費のうち、車両費	事業費用における、経費のうち、車両費
うち控除対象外消費税等負担額	-	医業費用における、経費のうち、控除対象外消費税等負担額	-	-
事業外収益※	・サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般） ・サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益 ・サービス活動外増減による収益 ・サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別積立金取崩額（正の額として換算）	医業外収益	施設運営事業外収益	事業外収益
うち受取利息配当金※	サービス活動外増減による収益における、受取利息配当金収益	医業外収益における、受取利息及び配当金	施設運営事業外収益における、受取利息配当金	事業外収益における、受取利息配当金
うち運営費補助金収益※	サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、以下の合計額 ・補助金収益（公費） ・補助金事業収益（一般）	医業外収益における、運営費補助金収益	-	-
うち施設整備補助金収益※	サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別積立金取崩額（正の額として換算）	医業外収益における、施設設備補助金収益	-	-
うち寄付金※	サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益	-	-	-
事業外費用※	サービス活動外増減による費用	医業外費用	施設運営事業外費用	事業外費用
うち借入金利息※	サービス活動外増減による費用における、支払利息	医業外費用における、支払利息	施設運営事業外費用における、支払利息	事業外費用における、支払利息
特別収益※	特別増減による収益	臨時収益	特別利益	特別利益
特別費用※	特別増減による費用	臨時費用	特別損失	特別損失
法人税、住民税及び事業税負担額※	-	法人税、住民税及び事業税負担額	法人税等	法人税等

出所)三菱総合研究所「介護事業者の経営状況のデータベースに関する調査研究 報告書」令和6(2024)年3月をもとに三菱総合研究所作成

[https://pubpjt.mri.co.jp/pjt\\_related/roujinhoken/t5e9f2000000000xh-att/R5\\_131\\_2\\_report.pdf](https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/roujinhoken/t5e9f2000000000xh-att/R5_131_2_report.pdf)

<sup>11</sup> ※は任意報告項目





